平成２３年（フ）第１８１号
宮崎県都城市若葉町52号５番地、住民票上の住所宮崎県宮崎市末広２丁目３番23号リバータウン末広403号
債務者　中津唯起人
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７６号
京都府福知山市厚中町18番地　マンションあやめ１号室
債務者　保ヶ部知恵美（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第２３９７号
札幌市豊平区平岸３条９丁目14番20号　コーポ飯田２Ｆ20号
債務者　岡部　　諭
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　泰斗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１８号
愛知県小牧市常普請２丁目173番地１
債務者　田村　幹男
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６号
北海道厚岸郡厚岸町床潭142番地
債務者　小島寿美恵
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１５２号
長崎県諫早市泉町26番36号
債務者　大塚有紀代
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
北海道札幌市中央区南12条西17丁目１番32号ノガーレスⅡ202号、前住所青森県八戸市根城６丁目10番９号
債務者　田仲　秀和
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須永　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
大分県杵築市大字八坂446番地
債務者　矢守勘一郎
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８２２０号
大阪市住吉区我孫子東３丁目４番21―410号
債務者　檜垣福治郎
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４３号
神奈川県南足柄市和田河原452番地　コーポラス萩Ｃ―２
債務者　横田　伸一
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０５号
神奈川県厚木市東町３番10号
債務者　大塚　千穂（旧姓富・諌山）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４７号
神奈川県平塚市長持511番地の２　田中第２ビル303号
債務者　牧山　安枝
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６９４号
神奈川県平塚市入野457番地
債務者　宮前トシエ
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７１８号
神奈川県秦野市鶴巻北２丁目８番９―1204号
債務者　田中　　実
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７２１号
神奈川県厚木市及川２丁目21番24号　神崎ハイツＢ―103
債務者　青野　勝美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７２２号
神奈川県厚木市林３丁目９番45号　パーシモン弐番館103
債務者　伏見　國男
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７４２号
神奈川県秦野市千村１丁目５番７号　ロイヤルハイツ青木Ⅲ205号
債務者　大内ひとみ（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部